

平成29年第2回西会津町議会臨時会会議録

第1. 招 集

1. 招集日 平成29年2月28日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成29年2月28日
2. 閉 会 平成29年2月28日
3. 会 期 1日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番	三 留 満	6番	猪 俣 常 三	11番	青 木 照 夫
2番	薄 幸 一	7番	伊 藤 一 男	12番	荒 海 清 隆
3番	秦 貞 継	8番	渡 部 憲	13番	清 野 佐 一
4番	小 柴 敬	9番	三 留 正 義	14番	武 藤 道 廣
5番	長谷川 義 雄	10番	多 賀 剛		

2. 不応招議員

なし

平成29年第2回西会津町議会臨時会会議録

平成29年2月28日(火)

開 会 11時10分

閉 会 12時01分

出席議員

1番	三 留 満	6番	猪 俣 常 三	11番	青 木 照 夫
2番	薄 幸 一	7番	伊 藤 一 男	12番	荒 海 清 隆
3番	秦 貞 継	8番	渡 部 憲	13番	清 野 佐 一
4番	小 柴 敬	9番	三 留 正 義	14番	武 藤 道 廣
5番	長谷川 義 雄	10番	多 賀 剛		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	農林振興課長	玉 木 周 司
副 町 長	伊 藤 要一郎	建設水道課長	成 田 信 幸
総 務 課 長	新 田 新 也	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
企画情報課長	大 竹 享	教 育 長	新井田 大
町民税務課長	五十嵐 博 文	学校教育課長	会 田 秋 広
健康福祉課長	渡 部 英 樹	生涯学習課長	石 川 藤一郎
商工観光課長	伊 藤 善 文		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	物 永 毅
--------	---------	---------	-------

第2回議会臨時会議事日程（第1号）

平成29年2月28日 午前10時30分開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 付議事件名報告

日程第4 提案理由の説明

日程第5 議案第1号 平成28年度西会津町一般会計補正予算（第7次）

閉 会

- 議長 おはようございます。
ただいまから、平成 29 年第 2 回西会津町議会臨時会を開会します。(11時10分)
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。
日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。
事務局長、渡部峰明君。
- 事務局長 報告いたします。
本臨時会に、町長より別紙配布のとおり 1 件の議案が提出され、受理しました。
本臨時会に議案説明のため、町長、教育長に出席を求めました。
なお、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長
及び会計管理者兼出納室長を、教育長からは学校教育課長、生涯学習課長をそれぞれ出
席させる旨の通知があり、受理しました。
以上であります。
- 議長 以上で諸報告を終わります。
日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、3 番、秦貞継君、12 番、荒海清
隆君を指名します。
日程第 2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日 2 月 28 日の 1 日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日 2 月 28 日の 1 日間に決定しました。
日程第 3、付議事件名報告を行います。
付議事件名につきましては、お手元に配布の議会臨時会議案付議事件記載のとおりで
あります。
日程第 4、提案理由の説明を行います。
町長の提案理由の説明を求めます。
町長、伊藤勝君。
- 町長 (町長提案理由の説明)
- 議長 日程第 5、議案第 1 号、平成 28 年度西会津町一般会計補正予算(第 7 次)を議題
とします。
本案についての説明を求めます。
総務課長、新田新也君。
- 総務課長 議案第 1 号、平成 28 年度西会津町一般会計補正予算(第 7 次)の調製につい
て、ご説明を申し上げます。
今次補正の主な内容であります。平成 28 年度の国の補正予算で創設されました地
方創生拠点整備交付金が採択されたことに伴う、菌床きのか栽培規模拡大のための菌床

生産培養施設整備に係る経費を計上したほか、本年4月に開園する認定こども園の大型遊具購入費の計上、さらには除雪委託料の追加計上などであります。

それでは予算書をご覧ください。

平成28年度西会津町の一般会計補正予算（第7次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,866万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億6,160万9千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

地方債の補正、第3条、地方債の補正は、第3表地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。

6ページをご覧ください。

まず歳入であります。13款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金9,971万8千円の増は、菌床生産培養施設整備に係る地方創生拠点整備交付金の新規計上であります。

16款寄付金、1項2目ふるさと応援寄附金103万5千円の増は、認定こども園の大型遊具購入費に係る寄付によるものであります。

17款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金3,821万円の増は、今次補正において不足する財源として繰り入れるものであります。なお、今次補正後の財政調整基金の残高見込みは、7億2,441万4千円であります。

20款町債、1項7目一般補助施設整備等事業債9,970万円の増は、菌床生産培養施設整備の財源として新規計上するものであります。

次に7ページをご覧ください。

歳出であります。

2款総務費、1項13目地方創生費は2億1,287万6千円の増額であります。菌床生産培養施設整備に係る設計管理等委託料1,804万6千円、整備工事費1億8,100万円、備品購入費1,356万1千円などの新規計上であります。

3款民生費、2項2目児童措置費405万円の増は、認定こども園の大型遊具購入費の新規計上であります。なお、大型遊具の購入につきましては、町内に在住される方から寄附の申し入れがあったことから計上するものであります。

8款土木費、1項2目道路維持費2,173万7千円の増は、除雪委託料の追加計上であります。

4ページにお戻り願います。

まず、第2表繰越明許費であります。

2款総務費、1項総務管理費の菌床生産培養施設整備事業において、国の補助事業の交付決定が本年2月となったことから、年度内に事業の完了が見込めず、翌年度に事業を繰り越して実施するため、繰越明許費の設定をお願いするものであります。なお、金額につきましては、2億1,287万6千円であります。

次に第3表地方債補正追加であります。一般補助施設整備等事業費を新たに追加す

るものであります。なお、充当する事業は、国の補正予算事業で採択となった菌床生産培養施設整備事業であります。限度額は9,970万円で、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから、質疑を行います。

3番、秦貞継君。

○秦貞継　菌床きのご培養施設の件についてお聞きします。

先ほどの全員協議会でも維持管理費のこと、ちょっとお聞きしたんですが、予算が出たのはありがたいことなんですけども、これ、どうしても引かかるんですけど、結局、建物をつくるのはいいんですけども、その後の維持管理費が、例えば嵩んだ場合、極端な話ですが、あまりにも大きかった場合というのは、その負担が、それを例えば賃貸で借り受ける側とか管理する側が負担することになりますよね。そこまでやっぱり計算をして、このくらいかかります、建物をつくるのは何とか出るとは思いますが、その先の維持管理まで、このくらいかかるまで考えておかないと、受け取る側、それを例えば維持管理する側のほうにも不安は残るとは思いますし、また、先ほどだとちょっと、はっきりしたお答えいただけなかったんですが、例えば同じような施設を、例えば県内とか県外でもそうですが、建物があつて、これぐらいの維持管理費がかかるとか、そういった調査とか行わなかったんですか。お聞きします。

○議長　農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長　ご質問にお答えいたします。

維持管理の部分につきましては、この事業計画の中でランニングコストということで、先ほどもあれなんですけど、電気、水道、燃料費のほか、やはりオガ粉の部分、ペレットですね、燃料費のペレットの部分等々を一応積算をしております。ただ、先ほどの答弁の中でも申し上げましたように、規模的な部分がまだはっきりしない部分で、いまのところではマックスで見込んであるわけですが、そのほかに、逆に今度、収入の部分になってくるわけではありますが、この施設を利用して菌床をつくりますと、つくった菌床は農家の方に売れるわけであります。その収益、それが町内だけじゃなくて、いま想定しておりますのは、会津管内の他のきのこ生産農家にも、このつくった培養した菌床を売ることができるわけなんです。そういった部分での収入の増額が見込めるということで、それも2割ほどではありますけど、そういった部分も見込んでおります。さらに、いまは菌床をつくって売るだけではありますが、この施設の目的の、培養して売れば、さらにその培養する部分の手数料も、いま1個210円とかで売っているやつが、240円になったり250円になったりということも想定できるわけなんです。そういった部分で施設管理運営主体であります農業生産法人のほうでもプラスの部分が出てきますので、当然町のほうに、この施設のリース料といいますか、賃貸借料については応分の負担をお願いしたいということで考えております。

それと、この施設の整備にあたってということではありますが、町、それから生産者団体、それから法人等々ですね、昨年9月、11月、12月と3回ほどいろんな研修を実施

しております。そのなかで、一般的に培養だけやるような施設というのは無くてですね、菌床をつくって培養をして、それから栽培までやるという一貫生産の施設なんですけれども、これの視察研修を実施しております。先進地であります岩手、秋田、それから群馬の方まで行ったり、あとは実際に菌床のメーカーの直営の工場、栃木にありますが、そちらの方も見に行ってきております。そういったなかで、こういったものが必要だということは具体的には聞いておりますが、ランニングコストの分までは、やはり何といえますか、具体的な数字まではご教授願えなかったというところではありますが、その施設の体裁それから必要な機能、そういった部分については十分に研修を受けてきておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 そうすると、総称しますと、ランニングコストに関しては情報としては入っていないんですか。先ほどもちょっと質問しましたが、ほかで例えばこのぐらいかかって、このぐらい収益があるとかという情報は今までいただいているんですか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 繰り返しになりますが、培養施設自体のランニングコストという面で見ると、情報はいただいております。

基本的には、菌床をつくって培養して、さらにきのこの発生までやるという一連の流れで運営しているところを研修に行ってきたので、そういったことをご理解いただきたいと思っております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 ちょっと私の感覚がおかしいのかもしれませんが、民間であれば、例えばこういう施設を買いますとか建てますというのであれば、例えば1件からこういう仕事が入ってきて、維持管理にはこのぐらいかかって、それで、例えば年間で1千万円かかるけど、売り上げが1,500万円見込めるから、1千万円であればじゃあ5百万円を2年に分けてやれば返済できるかなとか、そういう計画を立てて大きな買い物はすると思うんですが、いまのお話で、研修先でランニングコストはいただけなかったというのはよく分かります。例えばそれ以外の情報は仕入れなかったんですか。例えばこの研修先に限らず、他市町村とか、例えばホームページとかどこかから探してでもいいですけども、そういう情報収集をして、そういう採算、収支が見込まれるという計算はされなかったんですか。

最後の質問です。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 基本的に培養施設にかかる分でのランニングコストとしましては、つくった菌床を培養して、それを販売するというようなこの流れのなかで出てきますのは、電気、水道、燃料費、それからオガ粉のほかは、人件費が主なものでございます。どのぐらいの人件費をかけてやるか、そこに、さらに町に対するリース料、それが支出の大きな部分でございます。それと、逆に先ほど申し上げましたように、収入の部分では、じゃあその、つくった菌床の販売額、それから培養して販売する部分、それを見込んだわけでありまして、その収入支出の見込みで今回の事業計画上、運営が可能であると

いうふうに判断しておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 あのですね、これは国の交付税（交付金）をもらうわけですから、いま言ったようなことをちゃんと提出しないと、雇用はどのぐらい、収支計算はどうなりますか、これが精査されないと1億の金はくるわけにはいかないんです。ですから、その点についてはですね、やっぱりちゃんと事務局は事務局でその資料は持っているわけです。しかしこれは、ざっくりとした対応なんです。どこでもやってないわけですからこれ。ですから、だいたい収支はどのぐらいかかって、出るのはどのぐらいだと、それで入ってくるのはどうですかと、それでその数字的なもので、ざっくりと教えていただきたいというようなことであればですね、それ以上なことまだやっていないから分からないんです。ここには、いわゆるこの生産施設をつくるための内容だけで議論していただいているわけですから。ですから、今後収支の状況はどうですかと、これ計算してますかということであれば、これざっくりとした数字は出せるわけですよ。ですからその点、ちゃんときちっと説明をしていただく。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 未確定な部分もありまして、いまほど町長答弁のとおり、ざっくりした数字になりますが、申し上げたいと思ひます。

この事業計画上、収入につきましては、菌床の販売の増分として386万円、それから菌床の培養の手数料としまして80万円、合計で466万円の年間の収入を見込んでおります。それに対しまして支出の部分であります、電気、水道、燃料費、概算でありますけれども100万円程度、それから菌床の原価としまして、オガ粉等、それから栄養体ということで50万円、それから施設のリース料ということで、ここの部分がまだ事業費が確定しませんので、本当にざくっとした数字になりますけれども17万円程度、それから人件費で280万円、積立金その他減価償却の部分にもなるんですけれども、積立金が施設改修のための積立金ということで18万4千円、これで466万円という支出になりまして、トータルのバランスをとって積算しているところでございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今回、この事業ですね、やっぱり県内の市町村では特徴のある事業ではないのかと思ひますが、今回この9,900万円余の交付金を受けたわけでありまして、県内においてですね、このような事業によって、事業の採択を受けて交付金を受けたというようなところはあるんでしょうか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 県内の事例につきましてお答えさせていただきます。

2月4日付けの新聞発表がありまして、そこで県内につきましては市町村分としましては、27市町村32件の事業があったわけでございます。このなかで本町の部分につきましては、特徴的な部分としましては、直接産業の振興、雇用に結びつく事業であるというのが特徴的な部分でありますとともに、この27市町村32件のなかで、上から3番目の事業費を受けることができたというようなところが特徴的だというふうに考えております。ほかの市町村の事業につきましては、事業名しか公表されておりませんので、

具体的な中身は把握しておりませんが、事業名を見ますと、道の駅等の観光施設だったり交流施設だったりの整備、定住促進施設の整備、こういった事業が多かったというふうに把握しております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 そうすると、今回の交付金の採択というのは、西会津町ではやっぱり産業の振興、あと雇用創出の部分で採択を受けたというか、その部分が大きいということでしょうか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

西会津町の事業の特徴はそういったことで、産業づくり、雇用づくりというのが特徴的で採択を受けたというふうに考えております。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 私は、議会で大規模産地化を進めるべきだという提言をさせていただいた立場から、ちょっと説明的な部分もあろうかと思いますが、ちょっと述べさせていただきます。

この培養施設をなぜ必要なのかというのは、実は新規の栽培者が、先ほど課長さんからお話ありましたように増えてきまして、やはりそこで非常に大きな問題があるのは、やっぱり培養なしで今は菌床をつくっているわけですね。それぞれの生産ハウスに運んでいる。そのなかで、やっぱり不良品の発生率、これが非常に人によって多い、特に、具体的に言いますと、移動距離が多いほど、特に奥川地区にあっては、やはり毎年不良品の発生率が多いというような苦情があったと。そしていま、新規にそういうことを、奥川地区においても栽培を始めようという方が出てきました。やはりそういう新しい人たちがやろうとする時に、まずこの、最初にぶつかる大きな壁、トラブル、この発生をやっぱり抑えなきゃいけない。始めた時から失敗をするような危険性があることは、やはり避けたい。そういうことがやはり、栽培の安定化を図るために必要だというのが、この事業を進めようとしたときの一つの根本にあるわけですね。

そしてもう一つは、やはり大規模産地化をしていくというのは、私が常に申し上げてきているのは、ほかに行きますと企業が参入してきて、やはり将来的には大きな競争になり得る可能性があります。ですから、そのときに負けないような産地をつくっておかなきゃいけない。そして何よりも、いま若い人たちがそういうことにやろうという意欲をものすごく強く持っている。ですから、町の課長も本気になってこれを進める、あるいは町長もこれを進めようというところだと思うんですね。それで、町外から西会津に来てやりたいという人も出てきている。私は、これはものすごく大事なことだと思っています。

それで、いまこの培養施設についてですね、法人が管理運営をするということになっておりますけれども、私は、これはあくまでも一時的なものだと思っています。もっと大きくなっていくためには、やはりこれは、将来的には第三セクターや、あるいは場合によっては農協さんがここに加わるようなかたちでやっていかないと事業の遂行は難しくなるだろうと考えてます。特に、いま若い人たちは、生産者は、規模拡大を図ろう

と、いま努めています。そういう人たちが、実はこの菌床センターの運営そのものが重荷になっている。実はもっと本気になって生産に関わりたいんだけど、そこまで至っていない。やはりここに、菌床センターの運営あるいは玉をつくることに、どうしても手をとられるというようなことで、将来この町が伸びていくためには、私は、そのような新しい方式が必要だろうと思っています。ですから、この培養センターというのは、培養については、あくまでも将来の大規模産地化のための一つのステップであると、私はそのような考え方で捉えておりますけれども、町としては、この大規模産地化の将来の方向性については、どこまで考えておられますか。ちょっとお伺いいたします。

○議長 一般質問だけど関連があるから認めます。

農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 ちょっと大きな質問ですので、お答えになるかちょっと不安なところがあるんですが、町としましては、いまほど1番議員がおっしゃったように、菌床生産の大規模化を図るうえで、一番の課題であったこの培養施設をとにかく何とかしなくちゃいけない。そういうことで去年、一昨年と、生産者と一緒に6回の会議と4回、5回の視察研修を通して、この課題の解決を最優先ということで、あげた事業でございます。そういったこともありまして、まずは、いまつくっている菌床生産施設、せっかく18万5千から20万までつくれる施設を持っているのに、実働としては7万から8万しかつれていない、この施設をまずはフルに活用する。それが第一段階のステップというふうに考えております。1番議員おっしゃるように、その後につきましては、さらに20万菌床以上の大きな産地にするためには、それはそれで、また別な大きな計画が必要になるのかなというふうに考えておりますが、とりあえずは喫緊の課題解決のための一方策だということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 大型遊具についてお聞きしたいと思います。

大型遊具は、いつ設置できるようになるのでしょうか。というのは大型遊具、こども園に設置するわけですから、屋内なのか屋外なのか。ということは屋外であれば、外構工事が終わらなければ設置できない。そういった点で、先ほどの工事のように、すべての工事が年度内に完了するのか、あわせてお聞きします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 5番議員の大型遊具の内容についてのご質問にお答えします。

今回購入予定の大型遊具につきましては、室内、遊戯室の中に入れる遊具であります。具体的にいま考えておりますのは、サイバーホイールとって、円形の筒状の中でこどもたちが遊ぶものですか、あとはブロックモジュールとって、その上に乗って遊ぶ、ブロックというか三角だったり丸だったりというのがあるんですが、それが大きいやつで、人が上に乗って遊ぶようなもの、それからフォームアニマルズとていまして、動物の恰好をしたウレタンのもので、それもやっぱり上にあがってバランス感覚をとるような遊具、それからベビーキャスルクライミングとていまして、プレイハウス、小さいこどもが遊ぶようなもの、そういったものを想定しておりまして、それにつきましてはこれから購入手続き等を進めるわけですが、3月31日まで納入できるように、これ

から進めたいということで考えております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 私も何点かお尋ねします。

まず、歳入の方のふるさと応援寄附金であります。これは参考のためのお尋ねしたいんですが、これは寄附をされる方の意向で、ふるさと応援寄附金になったということでありましょうけども、いわゆる一般寄附金とふるさと応援寄附金では、どのような違いがあるのか、それを教えてください。

それとこれ、町外の方であれば問題ないんでしょうけども、400万円という大金、大変ありがたいことではあります。町内の方であるということであれば、いわゆる町の税収上のマイナス要素もあるのかなという思いがあります。いわゆる寄附をされる方は、寄附金控除なり、損金計上をされて、出されると思うんですが、町のマイナスの影響額というのはどのくらいあるのか、そんなことを計算されているのかお尋ねをいたします。

あと、ふるさと応援寄附金となれば、いわゆる返礼品等の対応も必要だと思いますが、町内の方であれば、返礼品等のご辞退するといわれるのかもしれませんが、感謝状、記念品程度で終わってしまうのか、ほかのことを考えているのか、その点もお尋ねします。

あと、菌床栽培のいわゆる色々話出しましたけども、ランニングコストの面ですけども、今回は木質バイオマスボイラーというようなことで、ペレットのボイラーを入れたいというようなことではあります。これはペレットの消費拡大というようなことで、ペレットボイラーでなければだめだったのか、燃料代もあまり安くはないと聞いておりますので、灯油との併用が可能なのか、あるいは循環型のボイラーであれば、いわゆる端材を燃やしたり、廃オガ粉を燃やしたりできるようなボイラーの設置というのは不可能なのか、その点をお尋ねします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 まず、ふるさと応援寄附金と一般寄附金の違いのおただしにお答えいたします。

ふるさと応援寄附金につきましては、それぞれ目的、例えば子育ての応援に使ってくださいますとか、地域の活性化にこの寄附金を使ってくださいというような目的が示されて寄附されるというのがふるさと応援寄附金であります。それに対しまして一般寄附金につきましては特段の用途は示されてなくて、町に寄附をしますと、そういった場合には一般寄附金で町は受けてございます。それがまず違いでございます。

それから今回の場合、ふるさと応援寄附金にした理由でございますが、認定こども園に、こども達のために大型遊具を寄附したいと、そういった申し出がございまして、まさしく目的が子育て応援事業ということでございまして、町としては、ふるさと応援寄附金でお受けしたいという話をしました。

それから返礼品につきましては、まだ実際、寄附はされてございませんので、寄附の申し込みがあった時点でご本人に確認をして、もし返礼品もいただきますよという話でしたら、通常どおりの返礼品をお送りするというところでございます。

それから税上の違いと申しますか、一般寄附金で受けた場合、それからふるさと応援寄附金で受けた場合ということでございますが、お金には違いございませんで、返礼品

分の経費が町としてかかるということの違いです。もちろん税額控除は一般寄附金にしても、ふるさと応援寄附金にしても同じでございますので、返礼品の経費だけが、町として支出が余計になるということでございます。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 多賀議員のご質問のうち、税収への影響ということでございますけども、所得税、住民税関係は所得要件等いろいろございまして、個別の対応になろうかと思っておりますけども、税額控除がございまして、その分の影響は出てくるというふうに考えております。ただその、個別にですね、申し上げましたようになりますので、計算することになりますので、その方ですね所得要件等をみながら計算することになりますが、影響は出てくるというふうに考えてございます。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 菌床培養センターのペレットボイラーの件につきましてお答えいたします。

木質エネルギーの利活用につきましては、町で平成 26 年度に木質エネルギー地産地消計画をつくっております。この計画のなかで、いろんな公共施設等につきましては、ペレットだったり、チップだったりというような木質エネルギーの施設整備を計画的に進めていくというふうにしております。

このなかで大きな違いがございまして、まずは必要な熱量の部分でございます。熱量が大きいところでは、より単価の安いチップのボイラーの方が有利ということになりますが、熱量の小さいところでは、やはり利便性、コンパクトに使用できるペレットの方が有利であるというふうにいわれております。

今回の施設整備にあたりましては、施設の必要な熱量からペレットを想定しているところでございますし、また、そういった部分が、今回の事業の先導的であるというふうに認められた一因にもなっております。つまり、単純にきのこの培養をするだけじゃなくて、それにペレット、木質を使うということが、その組み合わせた政策間連携が先導的であるということで、今回の国の事業の該当になった一因にもなっております。

西会津の山の木、将来的には西会津の山の木を使って、きのこの原料にもする、ペレットにも焚く、そういった利活用を進めてまいりたいということでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 ふるさと応援寄附金については、個別の案件なんで、町の税収に対する影響額はなかなか出せないということで理解しましたけども、出すほうからすれば、やっぱり先ほど言いましたけども、寄附金控除あるいは損金計上ができるというようなことで、そういうメリットを使って出されると思われるんです。寄附を出す方はね。

そうすれば、町内に在住の方だと、私、ふと疑問に思ったんですが、それだけ控除なり損金計上されるのであれば、相当な金額で減ってくるのかなという思いがありましたので、出される方の思いをやっぱり最大限受け止めていきたいなと思っております。

それで先ほどの返礼品の方ですが、おそらく町内にいて、返礼品をくださいって私は 400 万円もの高額な寄附金を出す人は、要らないっていわれるかと思うんですが、ぜひ

その辺の返礼品に関しては少し考えていただきたいと思います。例えば一日園長をやってもらおうとか、こども達の喜ぶ姿を見てもらうとか、そういう少し遊び心があったっていいと思うんです。後に続くような。そんなところも一つ検討していただければいいのかなと思います。

あとじゃあ農林振興課長、いわゆるペレット、チップを使わなきゃいけないと、それは分かります。消費拡大というようなことでね、分かりました。私思うのは、いわゆる端材なり、廃オガ粉が出てくるんで、それを何とか熱源に使えるような方策もできればいいかなという思いでおりましたので、木質のバイオマスには違いありませんから、それは全くその、この補助の対象に、そういうボイラーではなんないとなればしょうがありませんけども、ぜひそういう、おそらく端材とか廃オガ粉とか結構出てくると思うんです。そういうのをやっぱり熱源に使えるような方策も、このボイラー設置に関しては考えていただきたいなという思いでおります。

以上です。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 再質問にお答えいたします。

いまほど議員おっしゃられるとおり、その部分につきましては、いま町が今年度の事業として実施しております木質の森林資源を活用した計画のなかで検討しております。実際に町内の製材業者さんから、端材の扱い、それから廃オガ粉の扱い、こういったものを、いままでは町外の畜産農家に売り渡したり、または端材についても安く持って行ってもらっていたのが、今度は逆に処分料がかかるなんて話も聞いております。町の、いまの検討委員会のなかでは、そういった部分もペレットの材料に使えないかということと検討しているところでありまして、そういった部分で利活用を図っていききたいというふうに考えております。

なおあの、ちなみに何でも燃やせるボイラーも勿論あるんですが、こうなってきましたと、含水率の関係で故障が多くなったり、またはいまのペレットボイラーの2倍、3倍の当初の整備費がかかったりということで、いろいろ検討はしたんですが、やはりコンパクトでいま使えるペレットにしたという経過がございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 あの、菌床生産培養施設のことですが、先ほど来、お話を聞いてますと、パイプハウスのリース事業と同じような、リースというような形というような話だったですね。それで、それらのリース料というか使用料の考え方についてですが、建物が、いろいろこれから改修され、そしてあるいはいろいろな機材が入る。それらの耐用年数なり、それらを含めての使用料といいますか、そういう算定になるかと思いますが、それらのその考え方についてだけお聞かせいただきたいと思います。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 今ほど議員おただしのとおりでございまして、施設の耐用年数、それから全体の事業費の状況と起債の借り入れの状況、そういった部分と、現在実施しておりますパイプハウスのリース事業、こういった事業との先例も確認しながら、今後詰めて

いきたいというふうに考えております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 それである、例えば日々使う電気料なり、あるいは燃料費とか、そういうのについても全部、先ほどいろんなランニングコストという話が出ましたが、それもくるめた中での算定を考えておられるのか、それはそれで個々の業者、組合のほうでちゃんと持ってくださいよというような考え方をされるのか、その点を1点だけ。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 いまほどのご質問につきましては、先ほどもお答えしましたとおり、運営主体のほうでも収入が上がるわけですので、その収入の中でそういったランニングコストについては支出していただくと、あわせて町に対するリース料も払っていただくというような考え方でございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第1号、平成28年度西会津町一般会計補正予算(第7次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、平成28年度西会津町一般会計補正予算(第7次)は、原案のとおり可決されました。

○議長 本臨時会に付議されました事件は、以上をもって審議終了いたしました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 議会臨時会閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本臨時会に提出いたしました議案、一般会計補正予算案1件については、原案のとおりご議決をいただきまして、誠にありがとうございました。

議会のなかにおいて様々なご意見、ご要望をいただきまして、今後適切に対処してまいりたいと考えております。

特に、会議のなかでご説明申し上げましたとおり、地方創生拠点整備交付金については、資源を活用した将来の経済産業に結び付くよう、町としてもこれからしっかりと対応してまいりたいと思います。

また、4月開園を予定しております、こゆりこども園につきましても、まったく新たな子育て施設でありまして、町の役割をしっかりと持ちながら運営にあたってまいりたいと思います。

明日からいよいよ3月、ようやく春めいてまいりましたが、まだまだ雪も多く、このあと雪崩などの危険性もありますので、町民の安心安全には十分配慮してまいる所存で

あります。

議員各位におかれましては、十分健康に留意されまして、ご活躍のほどお願いいたしまして、閉会のあいさついたします。

ありがとうございました。

○議長 これをもって、平成 29 年第 2 回西会津町議会臨時会を閉会いたします。

(12時01分)